

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の社会福祉法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、生活支援員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場の夏祭りで使用した提灯を片付ける際、事業場の施設の2階から転落して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「外傷性くも膜下出血」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け意見書2通によれば、請求人には本件災害による脳挫傷が確認できるところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、嗅覚障害及び高次脳機能障害であると認められる。

(2) この点、審査官は、請求人の訴え及びE医師作成の同年〇月〇日付け意見書を踏まえ、請求人には高次脳機能障害が認められ、障害等級第9級の7の2「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当すると判断しているところ、当審査会において、改めて請求人の主張及び一件記録を精査したが、請求人に残存する障害は、障害等級第9級を超えるものとは認められないと思料する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。